

## 船舶事故調査報告書

平成28年1月28日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄司邦昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根本美奈

事故種類	転覆
発生日時	平成27年7月12日 10時25分ごろ
発生場所	千葉県一宮町東浪見海岸東方沖 太東港南防波堤灯台から真方位354° 1.3海里付近 （概位 北緯35° 21.1′ 東経140° 23.9′）
事故の概要	漁船伊東丸は、地曳網漁の操業中、転覆した。 伊東丸は、船長及び乗組員1人が負傷し、全損となった。
事故調査の経過	平成27年7月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 伊東丸、1.0トン CB3-76265（漁船登録番号）、個人所有 6.93m×1.67m×0.75m、FRP ガソリン機関、60.00kW、平成3年3月3日
乗組員等に関する情報	船長 男性 73歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和61年11月4日 免許証交付日 平成23年5月31日 （平成28年11月3日まで有効） 乗組員A 男性 68歳
死傷者等	軽傷 2人（船長及び乗組員A）
損傷	全損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約2.0m、潮汐 上げ潮の中央期、水温 約22℃ 房総半島沖は、沿岸波浪実況図（平成27年7月12日09時）によれば波向が南、周期が11秒、有義波高が2.6mであった。
事故の経過	本船は、船長及び乗組員Aほか1人（以下「乗組員B」という。）が乗り組み、地曳網漁の目的で東浪見海岸を平成27年7月12日10時00分ごろに出発した。 本船は、船長が船尾の操縦席に腰を掛けて操縦ハンドルを操作し、乗組員A及び乗組員Bが船首の左舷側から漁具を出しながら沖に向けて東進中、10時15分ごろ船首から向かい波をかぶって船外機が停

	<p>止した。</p> <p>本船は、船長が船外機を始動しようとしたが、始動できなくなり、10時25分ごろ出している漁具に引っ張られて左に回頭中、右舷正横から波を受けて左舷側に転覆した。</p> <p>乗組員Bは、自力で東浪見海岸に泳ぎ着いた。</p> <p>船長及び乗組員Aは、海面に浮遊していたところを付近にいたサーファーに救助され、東浪見海岸にいた人が救急車を要請し、病院に搬送された。</p> <p>船長及び乗組員Aは、低体温症等と診断されたがその日に帰宅した。</p> <p>本船は、東浪見海岸に打ち上げられて破損した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>本事故当時の地曳網漁は、乗船者3人及び網子(海岸で曳網を引く作業担当者)9人で行っていた。</p> <p>漁具は、全長が約1,080mあって袋網(長さ約10m)から左右に分かれて袖網(長さ約170m)及び曳網(長さ約900m)によって構成されていた。</p> <p>船長、乗組員A及び乗組員Bは、本事故当時、救命胴衣を着用していた。</p> <p>機関修理業者は、本事故当時の状況から船外機が空気吸入口から海水を吸い込んで停止したと思った。</p> <p>船長は、本事故後、波が高い時に船を出してはいけなかったと思った。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>本船は、東浪見海岸東方沖において地曳網漁の操業中、向かい波をかぶって船外機が停止し、左舷から出している漁具に引っ張られて左に回頭中、右舷正横から波を受けたことから、左舷側に転覆したものと考えられる。</p> <p>船外機は、向かい波をかぶった際、空気吸入口から海水を吸い込んだために停止した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、東浪見海岸東方沖において地曳網漁の操業中、向かい波をかぶって船外機が停止し、左舷から出している漁具に引っ張られて左に回頭中、右舷正横から波を受けたため、左舷側に転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海象の状況を十分に確認し、操業の可否を適切に判断すること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

